

反社からの離脱支援と実務的課題

森原憲司法律事務所 弁護士 森原 憲司

暴力団離脱者に対する口座開設支援要請

令和4年2月1日、警察庁刑事局組織犯罪暴力団対策課長より金融庁監督局総務課長宛てに「暴力団離脱者の口座開設支援について（要請）」と題する通知が発出され、同日、金融庁監督局総務課長より各金融機関協会宛てに「暴力団離脱者の口座開設支援について（周知依頼）」と題する通知が発出された。これを受けて、2月中旬に各金融機関に対し、各金融機関の協会から「暴力団離脱者の口座開設支援」に関する周知方依頼が発信された。

この件に関し、様々な金融機関から筆者宛てに種々の問合せ

があったので、この機会に一度整理を試みることにする。

排除から支援への流れ

平成19年6月19日に犯罪対策閣僚会議幹事会申合せの「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が発出され、平成23年に全国の都道府県にてもれなく施行されることとなった暴力団排除条例によって、反社会的勢力の取引社会からの排除の流れは完全に確立され「社会vs反社」という潮流はあつとつう間に反社会的勢力、なかんづく反社会的勢力の中枢に位置づけられる暴力団を呑み込むこととなった。警察幹部の表現を借りると「カネの流れを断つことは、人に例えると血流を断つ

ことに等しい」ことであり、広く浅く徴収していた安定財源たる「みかじめ料」収入が激減することにより暴力団組織の体力は確実に低下した。

金融機関においては、融資取引、当座取引、預金取引の新規取引が止まり、既存の各取引も解消に向けての動きが始まった。

預金取引ができないダメージは非常に大きく、光熱費といった生活インフラの口座振替から競馬の配当金の支払いに至るまで、暴力団員にとつて、生活するにも遊ぶにも不便極まりない状況が作出された。

このような状況は、かつて暴力団予備軍とも称されていた暴走族・チーマーといった不良集

団に「預金口座も持てない暴力団に入ってもいいことはない」というマイナスイメージをうえつけ、暴力団への新規加入者も減少することになった。その結果、古参の暴力団幹部に「お使いに行く奴はどうしたつて必要になるけど、若いのはもう入つてこない。そうは言つても使いつぱがないと困るから、だまからかして連れてくることになるが、だまからかされるような奴は結局使えない奴だからどうにもならん」といった愚痴をこぼさせることになるありさまである。

●「ヒトを断つ」

2010年末に78600人いた暴力団構成員（含む準構成員）

今、注目される 銀行員と副業

昨年金融庁から発出された『「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」を踏まえた兼業・副業の普及・促進について』や、働き方改革の進展なども相まって金融機関の副業解禁が実際に進んでいる模様である。金融機関サイドにおいては希望する行職員が円滑に副業を始められるよう就業規則等の体制整備が求められそうだ。
今回紹介する宮入氏、馬場氏、林氏の副業への取り組み・実例は、副業解禁を考える銀行や行職員にとって、今後のヒントが詰まっている（本誌編集部）。

「やりたいこと、できること、求められること」の一致が大切

あおぞら銀行リテール営業統括部 宮入則之



一 はじめに

「副業」に関してお話をする機会が増えてきている。興味を持っている方も多いが、「銀行には馴染まない」、「そんなスキルはない」、「上司が認めてくれない」など、色々な声が聞こえてくる。筆者が属するあおぞら銀行では副業が解禁されているが、まだマイノリティーである。一方で、当行では、経営陣や人事部からの副業を一定広げたいという意思を感じている。実際に私

自身も人事部から声がけをいただき、オンラインのスマールミーティングという形で中堅、若手行員向けにゲストスピーカーとして副業について話をさせてもらう機会があった。行員からの関心度も高く、昼休みという時間帯であったが100名近い方に参加いただけだ。筆者の副業の内容はコーチング、コンサルティング、セミナー・研修講師だが、これまでのキャリアは不可分であるため、まず最初に筆者自身の自己紹介をした。

二 社会人としての転機 びく 社会人大学院での学

転機となったのは、企画本部

への異動であった。営業部から調査役級で異動したために即戦力であることを求められたが、当然ながら畑違いで非常に苦しんだ。そんな時に人事部発信の大学院派遣を発見し、藁をも掴む思いで申し込み、グローバル経営大学院へ通学することになった。フルタイムで通う大学院なども選択肢にあったが、目的が目の前の仕事をこなす力がほしいということだったので、日中に業務をしながら実務能力を高められる当該大学院に通うこととした。

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の解説（上）

長島・大野・常松法律事務所 弁護士 小林 信明

はじめに

筆者は、「中小企業の事業再生等に関する研究会」の座長として、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（注1）およびそのQ&Aを取りまとめる任にあたった。本稿は、本ガイドライン検討の背景や内容の解説を行うものであるが、2022年4月15日から適用されたガイドライン本体（3月4日公表）およびQ&A（4月1日公表、同月8日一部改訂）に記載されていない意見に関する部分は、筆者個人の見解を記したものであって、研究会の公式見解ではないことをお断りしておく。

一 本ガイドライン検討の背景

本ガイドライン検討開始の直接のきっかけは、2021年6月に公表された政府の「成長戦略実行計画」である。このなかで、中小企業の事業再構築・事業再生には様々な手法があり、債務処理はそのオプションの一つとして示されたことを踏まえ、「中小企業の事業再構築・事業再生の環境整備」として、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理等のガイドラインの策定について検討することが盛り込まれた。

これを受け、中小企業の事業

再生・事業廃業（以下、「事業再生等」という）に関し、関係者間の共通認識を醸成し、事業再生等に係る総合的な考え方や具体的な手続等をガイドラインとして取りまとめることを目的として2021年11月5日「中小企業の事業再生等に関する研究会」が発足した。研究会には、委員として学識経験者、弁護士、公認会計士・税理士をはじめとする実務専門家、産業界・金融界の代表が参画した。また、オプザーバーとして中小企業庁・金融庁をはじめとする官公庁等が参加し、研究会事務局は全国銀行協会が務めた。

本ガイドラインの直接の検討開始のきっかけは前記のとおり

であり、短期間での集中的な議論が求められた。ただ、従来から、関係者の間でも中小企業の事業再生のためのガイドラインを求める声はあり、一部において議論は進められてきた。筆者個人としても、中小企業者の事業再生が早めかつ適切になされるためには、中小企業、金融機関双方が平時から信頼関係を構築していることが有益であり、危機的な状況になった場合にもお互いの立場をよく認識し、共通の理解の下で、一体となつて事業再生に向けた取組みを進めていくことが重要であると考えていた。

研究会では、ポストコロナを見据えた際、中小企業の生産性

表明保証条項の解釈に係る裁判例の分析

OMM法律事務所 弁護士 豊島 英征

一 はじめに

契約条項の交渉の際、表明保証条項の内容をどのようなものとするかについて、例えば、表明保証の対象となる事実を「売主の知る限り」とするか、それとも「売主の知り得る限り」とするかといった細かな文言を含めて協議の対象となることがある。

他方で、表明保証条項の文言については、契約締結時点において、その後起こり得るすべての事実を想定したうえで具体的に記載することが困難であり、ある程度抽象的な記載がされ、解釈の余地を残した条項とされることも多い。このように

解釈の余地のある表明保証条項をどのような合意と理解するかについては、裁判所にとつても悩ましい問題といえる(注1・2)。

そのため、裁判例が、具体的にどのような事情を重視して表明保証条項の解釈をしているのか、また、表明保証条項違反が認められる場合に、どの範囲で補償を認めるかについて分析、検討する必要性は高い。これらを明らかにすることで、裁判所の考え方に一定の方向性を見出すことができ、契約時においてどのような契約条項を作成するか、また万一紛争になった場合に備えてどのような事情を証拠化するかの指針になるとも

に、訴訟における主張立証の指針になると考えられるためである。

そこで、別表に挙げた裁判例を検討、分析し、表明保証条項の解釈の傾向および表明保証条項違反がある場合の補償の範囲について検討し、契約条項の作成、契約締結時における証拠化、訴訟における主張立証の一助とすることを目的として本稿を作成した。

以下では、まず、表明保証条項の意義、機能等、契約の解釈に係る一般的な考え方について触れたうえで、裁判例の分析の結果として指摘できる点について述べることにしたい。

なお、表明保証条項違反が問

題となる裁判は、その大半が株式譲渡契約や事業譲渡契約に係るものであるため、検討および分析もこれらのいわゆるM&A契約を念頭に置いたものとなっている(注3)。

二 表明保証条項の意義、機能等

表明保証条項は、英米法の「Representations and Warranties」に由来するものだが、日本の制定法に存在しない概念であるため、表明保証条項違反責任の法的性質について見解の対立がある(注4)。一般的な理解とされることがあるのは、当事者の特別な合意としては、損害担保契約と解する見解で

金融機関における 個人情報・プライバシー保護 の現在と対応

第1回

金融機関がプライバシー対応に 取り組む意義



鳥飼総合法律事務所 弁護士
久保田 真悟

くぼた・しんご ● 大手法律事務所、国内企業での勤務を経て、2021年鳥飼総合法律事務所に入所（カウンセラーパートナー就任）。18年情報法制研究所研究員就任。20年 King's College London 修了（LL.M.）。主な取扱分野は、個人情報保護/プライバシー対応、コーポレートガバナンス、M&A。

はじめに

個人情報の不適切な取扱いに起因する炎上事案や当局による処分事案が後を絶たない。テクノロジーの発展に伴い、個人情報報が企業活動の様々な文脈で広く活用されるようになったことで、便利で革新的な様々なサービスが見られるようになってきたが、それは、従来にはなかったプライバシーに関する新たな問題を引き起こすリスクが高まっていることを意味する。金融機関においても、個人情報やプライバシーに関する問題と

いえば、従来は、法令違反や漏洩問題が中心であったが、融資の場面におけるAIの活用など、個人情報を活用した様々な取り組みが行われるようになるなかで、少数派の差別などの新たな問題が指摘されるようになってきている（注1）。

また、ESGやSDGsの普及に見られるように、持続可能な社会の実現に向けてステーク

ホルダーとの共存が求められるなかで、重要な社会インフラを担う存在として、金融機関に対する社会からの要求はこれまで以上に高まりを見せており、個人情報の取扱いに関しても、法令遵守はもとより、社会から“適切”であると評価されるだけの対応を取ることが求められるようになってきている。

こうした状況を受け、本連載では、金融機関が個人情報やプライバシーに関する問題に適切に対処していくうえで認識しておくべき重要な視点や実務上の留意点を本質に遡りながらわかりやすく解説していきたい。初回は、金融機関が個人情報やプライバシーに関する問題に取り組む意義について、①法令等対応、②法令等対応を超えたりする対応、③企業価値向上に向けてのステークホルダー対応、の3つの観点から検討する（図表）。

一 法令等対応